

連絡報第九四六號

昭二五、一二、八
連絡課

要処置	主擔任	復員課、經理部（協力）
	制限	局長、局附、部長、復員、經理、業務、留業

元日本陸海軍人の遺骨を琉球諸島から日本に送還するに要する諸経費の件

一九五〇、一二、三〇 A G 二九三（四九、一二、七） G A、S O A P I N 二二二日本政

府宛覚書

一 日本政府は琉球諸島に埋葬中の元日本陸海軍人の遺骸の發掘、火葬、輸送及日本に於ける當事機關に引渡しに要する諸経費の支拂を現在に至る迄の諸勞務に對する支拂をも含みて即刻實施の責に任せらる。

琉球諸島に於て提供された勞務の支拂は琉球の見返資金の勘定として東京銀行又は同支店に於ける日本圓の預金（供托金）にてするものである。預金は琉球諸島の軍政部より正式に提出された計算書に依り且琉球B圖一に對し日本圖三の割合に基くものである。日本政府は右の計算に對して王として其實に任ずるものである。遺骸返還の要求はSOAPに提出し且琉球軍政部が琉球諸島に於て遂行すべき計畫の部分を實施するに必要な情報を含むものである。

連絡誅註、大藏省主管が引揚接護廳に変更になつたので本號の如く訂正されたから先に配布せる連絡報第九四六號は燒却されたい。

軍理部及復員誅の英文寫を添付